令和５年第５回弥彦村議会（９月）定例会

議　事　日　程　（第４号）

令和５年９月２６日（火曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第６４号　弥彦村個人番号カードの利用に関する条例の制定について
日程第　２　議案第６５号　弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　３　議案第６６号　弥彦村手数料条例の一部を改正する条例について
日程第　４　議案第６７号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第５号）
日程第　５　議案第６８号　令和５年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　６　請願第　３号　「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願
（以上６案件　総文厚産常任委員長報告）
日程第　７　議案第６９号　令和５年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第１号）
（以上１案件　競輪常任委員長報告）
日程第　８　議案第７２号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）
日程第　９　議案第７３号　弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事請負契約の締結について
日程第１０　発委第　３号　私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書
日程第１１　選挙第　６号　弥彦村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
日程第１２　議員派遣の件について
日程第１３　議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
日程第１４　総文厚産常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について
日程第１５　競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	安　達　宏　行	２番	石　川　　喬
３番	樋　浦　久　夫	４番	花　井　譲　温
５番	丸　山　　浩	６番	古　川　七　郎
７番	板　倉　恵　一	８番	柏　木　文　男

９番	小　熊　　正	１０番	本　多　隆　峰

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長	本　間　芳　之	教育長	小野塚　正　史
総務部長	志　田　　馨	産業部長	髙　橋　信　弘
防災課長	小　林　健　仁	デジタル行政推進課長	宇　野　　誠
税務課長	浜　田　禎　介	住民課長兼福祉課長	坂　爪　明　博
健康推進課長	松　井　裕美子	農業振興課長	石　川　秀　雄
観光商工課主幹	丸　山　竜　一	建設企業課長	丸　山　栄　一
公営競技事務所長	柳　川　治　美	会計管理者	水　沢　正　一
こども教育課長	富　田　　憲	社会教育課長	小　出　将　浩

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊　藤　和　恵	書　記	春　日　史　子

◎開議の宣告

○議長（本多隆峰議員）　おはようございます。

ただいまから令和５年第５回弥彦村議会９月定例会を再開します。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（本多隆峰議員）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いします。

◎総文厚産常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　最初に、日程第１、議案第64号　弥彦村個人番号カードの利用に関する条例の制定についてから、日程第６、請願第３号　「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願までの条例３案件、補正予算２案件、請願１案件を一括して議題とします。

以上の６案件につきましては、総文厚産常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いします。

丸山総文厚産常任委員長。

○総文厚産常任委員長（丸山　浩議員）　令和５年第５回９月定例会総文厚産常任委員会審査報告を行います。

今定例会で本委員会に付託された議案は、条例３案件、補正予算２案件、請願１案件の６案件であります。

これより審査の概要について報告します。

付託された条例３案件についての審査では、個人番号カードの利用に関する条例の制定を急ぐ理由はとの質疑に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第１項の規定に基づき、マイナンバーカードを独自利用するため定めるものである、巡回バス乗車管理、図書館カードシステム、選挙受付システム、印鑑証明システムの独自利用を想定しているとの答弁でした。

次に、補正予算２案件についての審査では、空き家対策について、これからどうしたいのか、ハコもの管理・新設検討委員会の意見はとの質疑に、本事業については、村長の35の約束の中の住宅整備事業の一環と考えている、空き家等を村内における資産として管理・集約し、移住者や店舗出店希望者、新規就農者の方々に対し、弥彦村における生活や事業の拠点となるものとして提供できるよう体制を構築していく、また住宅整備事業プロジェクトチームを立ち上げ、人口減

少に歯止めをかけ、住みたい弥彦村、住み続けたい弥彦村を目指して事業を検討していく。

ハコもの管理・新設検討委員会については、現在ある公共施設の在り方や管理運営の適正化、新たに計画する公共施設の建設の是非を含め、あくまでも公共施設について審議検討を行うため、空き家の利活用に関することは、この委員会では行わない予定であるとの答弁でした。

次に、閉庁日の日直業務について、外部委託（警備会社）に委託するとある、閉庁でも死亡届、婚姻届の受付をしなくてはならないが問題はないのかとの質疑に、県内各市町村の状況を調査し、回答のあった20市町村のうち、佐渡市を除いて全て外部に委託していた、法務省通知により民間業務委託を可能としており問題はないと認識しているとの答弁でした。

次に、工事請負費2,063万5,000円の増額は、村山地内の防火水槽漏水の修繕工事費とあるが、現在消火栓が各地域に設置されているので防火水槽は必要であるのか、矢川を消防水利として利用すべきではないのか、また工事費が高額であると思われる、工事の内容はとの質疑に、消火栓は自然災害等（地震等）により水道管の破裂が起きた場合、使用できないことが想定される、村山地区は水圧が低いため、消防法第20条第１項の規定に基づく消防水利の基準（消防庁告示）第５条の基準を満たすことが難しいことから、防火水槽の設置は必要である。

また弥彦村地域防災計画の火災予防計画、消防水利の確保においても、同時多発火災への対応強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した水利の確保を図り、防災に備えるものとするとしていることから、防火水槽は必要と考える、今回の補修工事は２か所の防火水槽において漏水工事を行うものであり、１つは現在設置されている場所（民有地）から村山農村公園内（村有地）に移設する工事であり、現在の場所にある貯水量20㎥タイプの防火水槽を撤去、埋戻しを行い、農村公園内に消防水利の基準に規定している貯水量40㎥タイプの耐震性防火水槽を設置する工事である、もう１つは水槽内の漏れている箇所を補修する工事で、水槽内部を清掃し、防水コーティングを施す工事である、なお矢川は水深が30ｃｍしかなく消防水利としては適切ではないとの答弁でした。

次に、枝豆共同選果場使用料の減額理由について詳細は、また運営委員会ではこうなることはある程度予測していたのでは、肝腎のＪＡが事業に実質的に参加せず、村が一方的に事業を進めてきた感がある、運営委員会は施設の運営をどう考えているのかとの質疑に、昨年度、最盛期の８月の枝豆の販売単価が落ち込んだことによる生産者の収入減により、選果場利用料減額の要望があった、このため選果場は生産者の利用料金をもって、施設使用料を含めた選果場の運営資金としているが、村に支払う施設使用料を猶予することにより、運営のための支出額を減額できるため、収入である生産者の利用料金を減額することとした。

選果場の運営はＪＡ新潟かがやきが行っており、村が一方的に事業を推進したものではなく、平成27年にＪＡの生産者アンケートで枝豆の生産拡大には収穫、調製作業の機械化が必須であるという結果になっていたことから、村、ＪＡに要望があり、準備委員会、運営委員会を立ち上げ事業を進めてきた、運営委員会からは要望書の中で課題を解決し、適切な運用、効率化と選果場

の利用拡大を図り、生産者にとって使いやすく、かつ安定的な運営となるよう努めるとしているとの答弁でした。

次に、今まで敬老のつどいの開催は観山荘であり、昨年競輪場セダーハウスにて開催され、今年はさくらの湯に変更した理由は、また入浴される方の安全面の対策はとの質疑に、敬老のつどいの会場の条件はテーブル席での実施を一番に考えている、昨年度の競輪場での開催は大変好評であったが、麓地区からの参加者が少なかったことから、老人クラブ連合会と相談し、よりよい形を目指して開催する、入浴については、飲酒後は入浴しないように参加者に注意喚起するとともに、開催当日はさくらの湯と協力して脱衣や浴室にスタッフを配置し、見守りを行うことを検討しているとの答弁でした。

次に、配食サービス事業はボランティアの人員不足により、業務の一部をシルバー人材センターに委託しているが、広報やひこ、社協、桜井の里の広報を活用しての募集の周知、人員確保の取組はとの質疑に、配食サービス事業はボランティアによって365日行われているが、ボランティアスタッフの高齢化に伴い人員不足が顕著である、関係各所で配食サービス事業の広報やボランティア募集を行っているが、不足分を充足するスタッフの増加にはつながらない現状である、その理由としては、活動時間が夕方の４時から６時頃と、一般的には忙しい時間帯であることが考えられる、またシルバー人材センターへの委託を行う際、ボランティアの皆さんに相談したところ、お金が欲しくてボランティアをしている訳ではないという意見が多く、人数が集まらなければ有償でシルバー人材センターに委託することについては理解を得ている、配食サービス事業自体は決してやめることができない大切な事業と考えているので、事業の継続を第一に考え、ボランティアの皆さんと相談しながら実施していくとの答弁でした。

次に、粗大ごみ、剪定枝の持込みの拡大はとても喜ばしいが、各家庭から一時的に排出されるごみについて、新潟市のように重量で何でも引受けできないものかとの質疑に、新潟市では、引越しなどで一時的にごみが大量に出る場合、通常のごみ収集日に出せない場合などに、直接処理施設へ持込みできるごみの自己搬入を実施している、近年、少量のごみの自己搬入が非常に多くなり、同処理施設内の混雑、周辺道路での渋滞や交通事故発生の危険性など弊害も出ている、弥彦村及び燕市では、10月２日より粗大ごみ及び剪定枝の受入れを行うが、現在、どの程度の利用があるか、混雑を招くかどうか未知数の面がある、粗大ごみ及び剪定枝の受入れを成功させることを優先しているので、新潟市のようなごみの自己搬入は、今後の検討課題であるとの答弁でした。

次に、旧役場、大イチョウ周辺の整備設計委託料に関し、まち歩き観光と新たな観光スポットとして大変よい計画であると思うが、隣接する上諏訪神社のケヤキの観光スポット化や道路の整備、カラー舗装化などを検討してはどうかとの質疑に、まち歩き観光を推奨する中で、巨木を巡るコースなど、今後様々なまち歩きコースをつくっていきたいと考えている、大イチョウの周辺は複数年にまたがり整備していくが、その中に隣接する上諏訪神社への小径の整備も含まれている、上諏訪神社のケヤキも大イチョウと併せて周知・宣伝していきたいと考えているとの答弁で

した。

次に、消雪施設等修繕は設置してから何年を目安に行うか、また修繕が必要となる原因はとの質疑に、降雪前に消雪パイプから正常に水が出るかどうか、11月15日以降、村内に布設済みの全消雪パイプにおける消雪ノズルの点検調整及び漏水確認を行い、その点検結果により漏水があったり消雪ノズルの交換の必要があった場合に修繕を行う、修繕や交換の時期の目安は、メーカーに確認したが交換時期は明確に決まっていなく、砂の目詰まりなど破損状況に応じて交換すべきとのことであるとの答弁でした。

次に、請願１案件の審査では、本請願の紹介議員の安達宏行委員より請願趣旨の説明があり、審査に入りましたが、質疑はございませんでした。

以上が、主な審査内容でした。

本委員会に付託された議案の条例３案件、補正予算２案件の５案件については、村長報告、提案のとおり可決することに決定しました。また、請願１案件については、審査の結果、採択することに決定し、最終日に意見書を発案することにしました。

報告は以上であります。

令和５年９月26日、総文厚産常任委員長、丸山浩。

弥彦村議会議長、本多隆峰様。

○議長（本多隆峰議員）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

最初に、議案第64号　弥彦村個人番号カードの利用に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　おはようございます。

それでは、議案第64号に対して、反対の立場で申し上げたいと思います。

今国ではマイナンバーカードと保険証の一体化や、マイナンバー拡大するための改正案が今年６月、賛成多数で可決されました。

マイナンバーとマイナンバーカードを混同されている方が多くおられると思います。

今回、村で条例化したいのはマイナンバーカードで本人の写真、氏名、生年月日、それに性別などが記載されております。現在多額のマイナポイントの付与で、多くの方がマイナンバーカードを取得されております。

なぜ私が今の討論をするかについては、そもそも事の発端は、マイナンバーカードを使ってコ

ンビニの証明書の交付サービスで、別人の住民票が誤って交付されたということがニュースになりました。その後、徐々に問題が拡大し、マイナンバーと預金口座をひもづけする公金口座の登録ミス、マイナポイントの別人への付与など、トラブル連鎖が続いております。

これまでに分かっているだけで、コンビニでの証明書の誤交付、住民票、戸籍、印鑑証明書など、８つの自治体で27件、公金口座登録ミスが14自治体で20件、マイナポイントの誤交付が90自治体で113件です。

とうとう政府の個人情報保護委員会は、今月この20日に、マイナンバー法に基づいてデジタル庁と国税庁に行政指導を行いました。国として統一した個人情報認識システムをつくろうという方針は、それ自体はよいとは思います。でも、実際の運用をもう少し練ってからのほうがよかったというふうに思います。

かつて住民基本台帳もありました。住基ネット。だだ漏れという声も聞かれておりました。先日、ルフィ強盗団がフィリピンから送還され逮捕されました。この強盗団はどこから情報を得たのでしょうか。個人情報は漏れていると考えたとき、今回の条例化は時期を待ったほうがよいというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　次に、賛成の方の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第64号について、起立によって採決します。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（本多隆峰議員）　賛成多数、起立多数と認めます。

したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号　弥彦村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第66号　弥彦村手数料条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第５号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第68号　令和５年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第１号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、請願第３号　「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第３号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、請願第３号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎競輪常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第７、議案第69号　令和５年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

以上１案件につきましては、競輪常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告を願います。

板倉競輪常任委員長。

○競輪常任委員長（板倉恵一議員）　それでは、令和５年第５回９月定例会競輪常任委員会審査報告を行います。

本委員会では、付託議案審査前に担当所長から売上及び収支状況等の報告がありましたので、初めにこの報告事項における委員からの質問、意見のうち、主なものについて報告いたします。

現在までの弥彦競輪の売上が前年度より増加しているのに、なぜ収益は７億1,000万円と前年度よりも減少しているのかとの質問に、前橋競輪場を借り上げてミッドナイトを４回開催したことで、本場で開催するよりも前橋競輪場等に支払うための経費がかかっているとの答弁でありました。

次に、第32回寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント出場予定選手はどのように決めるのかとの質問に、10項目の選考基準に基づいて決めるとの答弁でした。

続いて、入場者が減少する中、投票棟に２億5,000万円、スタンド屋根に４億円もかける必要はないと思うがとの意見に、入場者の安全を第一と考えているとの答弁でした。

続いて、寛仁親王牌をどのようにＰＲするのかとの質問に、ＳＮＳ、無料配布のＣＲＥＡＴＥ、ＢＳＮ放送で事前特別番組を行うとの答弁でありました。

以上が、報告事項の審査内容であります。

続いて、付託議案審査の概要について報告いたします。

今定例会で本委員会に付託された議案は、補正予算１案件でありました。

補正予算１案件についての審査では、電話投票、民間ポータルサイト、場外事務、弥彦村営前橋競輪など各種委託料について伺うとの質疑に、電話投票は、運営するＣＴＣ（サイクルテレホンセンター）に車券売上高の1.256％を支払う、民間ポータルサイトは、株式会社ケイドリームス、株式会社ＷｉｎＴｉｃｋｅｔ、株式会社チャリ・ロト、オッズパーク株式会社の４社とそれぞれ契約し、定率の委託料を支払う、場外事務委託料は、令和５年度は、競輪場41場、サテライト71場と契約した、相手方により契約内容が異なるが主に弥彦村が開催する競輪の発売に必要な内容で契約をする、ＦＩ、ＦⅡの普通開催で、競輪場では売上高の約16％を、サテライトでは売上高の約15％、それぞれ税別でありますが、これを支払う、弥彦村営前橋競輪場事務委託料は、前橋競輪場の賃借、包括委託業者の日本トーター株式会社及び競輪関係団体との連絡調整、競輪場施設の維持管理、競輪場周辺の住民対策、開催に対して必要な業務の契約で、車券売上高の約3.45％、税別ですが、これを支払うとの答弁でした。

続いて、全国競輪施行者協議会負担金、競輪振興法人負担金の負担率を聞きたいとの質疑に対

して、全国競輪施行者協議会負担金の負担率は、普通開催において定額分担金と、それぞれ細かく単価が決められ、単価掛ける開催日数を支払う、またグランプリ、ＧＩ、ＧⅡの特別分担金、グランプリ、ＧＩ、ＧⅡ、ＧⅢの電話投票特別分担金があり、それぞれ率が異なる、競輪振興法人負担金については、自転車競技法（第16条）の定めに従い、１号交付金として自転車等機械工業振興費を、２号交付金として体育並びに社会福祉等振興費を、３号交付金としてＪＫＡ運営費を負担するとの答弁でありました。

報告は以上であります。

令和５年９月26日、競輪常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、本多隆峰様。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

次に、議案第69号　令和５年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第１号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第７２号及び議案第７３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第８、議案第72号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）及び日程第９、議案第73号　弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、令和５年第５回弥彦村議会９月定例会に、追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第72号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）につきましては、既定の歳入歳出の総額46億5,530万9,000円に、歳入歳出それぞれ１億4,010万円を追加し、総額を47億9,540万9,000円とするものであります。

歳入といたしましては14款国庫支出金１億4,000万円、15款県支出金10万円であります。

歳出の主なものといたしましては２款総務費、総務管理費１億4,000万円、６款農林水産業費、農業費70万円などであります。

今回の補正は、自動運転調査実証事業費、農作物渇水対策事業費について補正をお願いするものであります。

議案第73号　弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事請負契約の締結につきましては、株式会社水倉組と工事請負契約を締結するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分にご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

令和５年９月26日、弥彦村長、本間芳之。

○議長（本多隆峰議員）　ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

ただいま提案された２案件について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

小熊議員。

○９番（小熊　正議員）　それでは、追加議案書の69ページになります。

２款１項８目企画費、10節、14節、17節の１億4,000万円についてお尋ねいたします。

これからの公共交通を考えますと、自動運転バス事業等は必要なことではないかと思っております。それで今回自動バス事業の説明を受けた中で、自動バスの速度が20kmと、普通のバス、または乗用車等を考えると通行、村内でも大体40km箇所の道路が大半であるところに、20kmの速度で運行計画されております。特に運行ルートの１区間、井田地域から役場までの間、この間は非常に役場ともそんなに距離も離れている訳でもございませんので、自動バスよりタクシー等で住民の方々のそういう要望に応えてやるほうが、地域、利用する方のメリットになるのではないかなと思っております。

また、逆に速度が20kmでは速過ぎる、もっと遅く10kmでもいいというような場所、地域もある訳でございます。それは今回の運行ルートの２番になります弥彦駅からコミュニティセンター、文化会館までは観光客が利用するのが目的であると思われますので、できるだけ遅いほうが、すぐどこに何があるか、要は観光客が周りを探索するような感じが、非常にいいシステムではないかと思われます。

その中で、ただ一方通行、弥彦地区のほうですと循環型で常に回っていただけるようにすると、

遠いところで車を駐車された方も、またそこまで戻ってこられるんだということで、離れたところ、また時間をかけながら村、観光地の中を見て回ることが多くなるのではないかというようなことでありますので、その辺のルートを取り入れていただけるかどうか、村長の考えをお聞きして質問を終わりたいと思いますが。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　それではお答えいたします。

まず本実証実験におけるメリット、目的についてでございますけれども、まずは現在運行中の広域循環バスやひこ号のルート以外の地域の方々から、以前から要望のあった新規路線という形で、この自動運転車両にて運行をします。従来のやひこ号の補完をしながらバスとの相互利用を促進することで、村民の利便性の向上を図ることができるというふうに考えております。

また、安全面を考えて走行スピードに関しては、最大20kmを推奨という形にしておりますけれども、これはあくまでも目安ということでございまして、状況に応じてもっと低スピードということもあり得るだろうというふうに考えております。

また、観光利用の社会実験を想定しまして、ＪＲ弥彦駅やおもてなし広場、彌彦神社といった主要な観光拠点を高頻度に往復もしくは巡回することにより、観光客の周遊に資することで、誘客の目玉、新たなお客様を弥彦に呼び込むことができるというふうに考えております。

この社会実装を目指した自動運転の実証実験は、佐渡市と並び、県内で初めての取組ということになります。先導性の高い事業であることから、弥彦村を対外的に多くＰＲでき、更には弥彦村の魅力としてメディアやホームページ、ＳＮＳなどを通じてアピールできるものだというふうに考えております。

もちろんこのバスについては、電気自動車であるため、脱炭素社会に寄与することは言うまでもなく、持続可能な社会の実現のため、次世代に向けた国家的な公共交通のありようの意味合いとしての重要な社会実験というふうに言えると思います。何とぞご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（本多隆峰議員）　小熊議員。

○９番（小熊　正議員）　ありがとうございます。是非地域の方々、または観光客のために乗ってよかった、そのおかげでゆっくり弥彦村の中、観光地の中を見ることができるというような取組をやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（本多隆峰議員）　ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。

これより提案された２案件は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。議案第72号及び議案第73号は、委員会付託を省略し、本日採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第72号及び議案第73号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論採決は１案件ごとに行います。

まず初めに、議案第72号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第73号　弥彦総合文化会館サテライトオフィス改修工事請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発委第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第10、発委第３号　私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書についてを議題とします。

本案につきましては、提出者、総文厚産常任委員長丸山浩さんから提案されております。

これより提案者から趣旨説明をお願いします。

５番、丸山浩議員。

○総文厚産常任委員長（丸山　浩議員）　それでは、私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額･拡充を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

全国の高校生のうち約３割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。新潟県でも約２割の高校生が私立高校で学んでいます。

私立高校の教育条件の維持・向上を図る上で、経常費助成予算の増額が求められます。教員の長時間勤務が社会問題化する中、その根本に教員不足があります。

私立高校は、それぞれが建学の精神に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要があります。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められます。

政府並びに国会におかれましては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

１、私立高校生への就学支援金制度を拡充し、年収590万円から910万円未満世帯を授業料無償にしてください。

２、私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。

３、私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和５年９月26日、新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由、意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上です。

次に、同じく本県では、高校生の４人に１人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の重要な役割を担っております。

新潟県知事におかれましては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

１、学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。

（１）年収590万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額を行ってください。

（２）国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満世帯に対し、新たな助成措置を講じてください。

２、私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和５年９月26日、新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由、意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先は新潟県知事であります。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　それでは、発委第３号について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第３号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、総文厚産常任委員長の提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、発委第３号は可決することに決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

◎選挙第６号の上程、指名推薦

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第11、選挙第６号　弥彦村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙管理委員会委員及び同補充員については、来る10月９日で任期満了となりますので、議会で選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

それでは、これより指名します。

選挙管理委員には、麓地区、堀内岳郎さん、麓地区、本多孝志さん、弥彦地区、本間清さん、川崎地区、狩野義和さん、以上４名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した４名の方を、弥彦村選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました４名の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名します。

補充員には、峰見地区、登坂俊行さん、鮒穴地区、平澤明子さん、上泉地区、藤原あい子さん、美山地区、目黒辰彦さん、以上４名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました４名の方を、弥彦村選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました４名の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、議長が指名した順序に決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

（午前１１時００分）

○議長（本多隆峰議員）　再開いたします。

（午前１１時０１分）

◎議員派遣の件について

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で、議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第13、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第15、競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの３案件を一括して議題とします。

このことについては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長並びに各常任委員長から、お手元に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（本多隆峰議員）　以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって、９月定例会を閉会したいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（本間芳之）　令和５年９月定例会につきましては、初日にご提案いたしました決算７案件を含む15案件、そして本日追加提案をいたしました２案件とも、賛成多数で認定可決いただき、誠にありがとうございました。

今回可決いただきました補正予算については、子育て支援や人口減少対策、雪害・防災対策が含まれております。いずれも喫緊の課題でありますので、速やかに執行してまいりたいと思います。特に自動運転バス実証事業につきましては、県内でも先駆的な取組であります。この事業はまずはやひこ号の補完として実施いたしますけれども、いずれは自動運転バスを活用して村全体の公共交通の利便性を高めていきたいと思います。

また、デジタル情報共有化としてこの冬から除雪車管理システムを稼働させます。スマートフォンを使用し、ＧＰＳを活用した位置情報サービスにより、除雪車の現在位置を見える化し、村民の皆様には除雪車の作業場所がリアルタイムで分かるようになります。機械除雪の体制強化と消雪パイプ等の点検補修を行い、万全の態勢で冬に備えてまいります。

来月10月19日から２年ぶりに寛仁親王牌が弥彦競輪場を舞台に開催されます。

11月には菊まつりも開催され、１年で弥彦村が最も賑わう季節を迎えます。多くの皆様が弥彦村に来村されます。来村される皆様が楽しく気持ちよく過ごしていただけるような新たな観光ポ

イントの提案であったり、各種イベントの実施を含めておもてなしをしていきたいというふうに思っております。

議員各位にも特段のご理解とご協力をお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（本多隆峰議員）　最後に議長より、ご挨拶を申し上げます。

皆さんのご協力により、９月定例会を滞りなく終了することができました。心から感謝を申し上げます。

本定例会は、決算７案件、条例３案件、予算３案件、人事２案件、請願１案件、選挙１案件、追加議案２案件でありました。全会一致または多数で可決され、大変うれしく思っております。

一般質問では９名の方から村政の発展に関わる活発な質問がなされました。またデジタル社会、自動運転交通事業などの新しい時代を感じるテーマも挙がりました。今後とも議員の皆様のご活躍をご期待申し上げます。

今年の夏は、今までに体験したことのない酷暑が続きました。村民生活にも体調不良、高温渇水による農作物被害の報告がなされております。今こそ住民に寄り添った議会の対応が迫られるのではないかと思います。

今後の行事では、競輪事業の寛仁親王牌、菊まつり、弥彦公園のもみじ狩りなど、弥彦ならではの賑わいのシーズンとなります。議員の皆様には、各種行事、各種研修などにご多忙と存じますが、季節の変わり目の健康に留意され、村民のため、村政発展のためにご尽力をいただきますことを願いまして閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（本多隆峰議員）　以上をもちまして、令和５年第５回弥彦村議会９月定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前１１時０８分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　本　　多　　隆　　峰

署 名 議 員　　丸　　山　　浩

署 名 議 員　　古　　川　　七　　郎